

平成29年5月

対象事業者各位

一般財団法人放送セキュリティセンター

個人情報保護センター

「受信者情報取扱事業における個人情報保護指針(認定団体指針)」は、旧「個人情報の保護に関する法律」及び放送受信者ガイドラインである「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年総務省告示第696号)に準拠しておりました。

改正「個人情報の保護に関する法律」が5月30日全面施行され、総務省も4月27日「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示第159号)を告示されております。

当センターの「認定団体指針」は、晩夏を目途に準備中です。

以上